

住田町町有林造林作業仕様書

除間伐

- 1 密度調整を主体に、主木（主として造林木）の生育を阻害するもの（広葉樹を含む）及び今後阻害するおそれのあるものを除伐する。
- 2 作業を行う場合は、監督員の指示により林内に標準地を設定し、これを指標として実施すること。
- 3 造林木の間伐については、次のものから優先的に伐倒すること。
 - ア 病虫獣風雪害等の被害木
 - イ 形質の悪い木（被圧木、損傷木、曲又木、傾倒木等）
 - ウ 優れた木に接近している劣勢木
 - エ 小径木ただし、伐倒しても林分構成上支障がないものに限る。
- 4 伐高は地際から20cm以内とする。
- 5 伐倒にあたってはかかり木のないようにし、林内の作業に支障がないようにすること。
- 6 伐倒にあたっては残存木に損害を与えないこと。
- 7 伐倒することにより残存木に損害を与えるような大径木は、監督員の指示により巻枯しをすること。巻枯しをする場合は、地上60cm程度の樹幹の全周囲の樹皮を巾50cm以上、深さが木質部に達するまで削りとり、かつ、木質部に蛇目を入れること。
- 8 つる類が造林木に巻き付いている場合は、根元から切断し、手の届く範囲において切断除去すること。
- 9 あばれ木の枝、又は樹幹の形質を損するおそれのある枝は、監督員の指示により適宜枝打をすること。
- 10 間伐率の目安は事業区ごと別途指示のとおり実施し、溪流沿いの間伐木等については、溪流及び林地外に放置することのないよう措置すること。
- 11 伐倒木は、いくつかに玉切りして整理し、原則として林内に存置すること。また、造林木の育成に支障のある場合及び道路上、境界付近にある場合は片付けること。
- 12 造林木の少ない場合は監督員に申し出ること。
- 13 チェーンソー使用の際は植物性のオイルを使用する等環境へ配慮した施業を行うこと。
- 14 事業箇所は全域において「住田町森林認証グループ」加入林であることから、FSC森林管理認証の各種規定に加え、「住田町森林認証グループ」が各種のチェックリスト等において求める要件を遵守して作業すること。特に、チェーンソー使用の際には植物性のチェーンオイルを使用する等、環境に配慮した施業を行うこと。
- 15 この仕様書によりがたい場合は、監督員にその事由を申し出て指示を受けること。